



基発第0501002号
平成18年5月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

「労災援護金の支給について」の一部改正について

労災援護金については、平成16年4月1日付け基発第0401024号「労災援護の支給について」(以下「通達」という。)をもって実施しているところであるが、今般、通達の別添「労災援護金支給要綱」(以下「要綱」という。)を下記のとおり改正し、本年4月1日以降の療養及び介護に係るものから適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 要綱の4(1)イ中「56,950円」を「56,710円」に、「25,100円」を「25,000円」に、「23,100円」を「23,000円」に改める。
- 2 要綱の4(1)ニ中「56,950円」を「56,710円」に、「104,970円」を「104,590円」に改める。